

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン
法務省大臣官房司法法制部 平成18年6月20日制定 (最終改正 <u>令和5年 月 日</u>)	法務省大臣官房司法法制部 平成18年6月20日制定 (最終改正 令和5年7月28日)
目次 (略)	目次 (略)
改正経緯	改正経緯
- 平成18年6月20日制定（平成19年4月1日施行） - 平成27年1月6日改正（同日施行） - 平成31年2月28日改正（同日施行） - 令和元年9月13日改正（令和元年9月14日施行） - 令和3年3月31日改正（同日施行） - 令和3年11月1日改正（同日施行） - 令和4年3月15日改正（同日施行） - 令和5年7月28日改正（同日施行） - 令和5年 月 日改正（裁判外紛争解決手続の	- 平成18年6月20日制定（平成19年4月1日施行） - 平成27年1月6日改正（同日施行） - 平成31年2月28日改正（同日施行） - 令和元年9月13日改正（令和元年9月14日施行） - 令和3年3月31日改正（同日施行） - 令和3年11月1日改正（同日施行） - 令和4年3月15日改正（同日施行） - 令和5年7月28日改正（同日施行）
<u>利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第17号）附則第1条本文に規定する日施行）</u>	(新設)
1 (略)	1 (略)
2 認証の基準等について（法第6条関係）	2 認証の基準等について（法第6条関係）
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 法第6条第5号関係	(5) 法第6条第5号関係
ア (略)	ア (略)
イ アの「法律に関する問題」とは、法令の解釈又は適用が直接又は間接に影響する問題一般をいい、例えば、次のような問題をいう。	イ アの「法律に関する問題」とは、法令の解釈又は適用が直接又は間接に影響する問題一般をいい、例えば、次のような問題をいう。
(ア) (略)	(ア) (略)

(イ) 和解内容に関する法律上の問題 <u>(a) 和解の対象である事項が和解の対象とすることができない紛争に関するものでないかどうか</u> <u>(b) 和解内容に強行法規違反、公序良俗違反がないかどうか</u> <u>(c) 和解に基づく債務の内容が法的規制との関係で履行に支障を生じないかどうか（農地を譲渡する和解において農業委員会の許可がされているか等）</u> <u>(d) 和解によって確認され、又は形成される法律関係が、紛争の当事者にとって第三者に対する債務不履行を生じ、又は第三者の権利を侵害することがあるかどうか</u> <u>(e) 和解に基づく債務の内容が特定されているかどうか（確定金額を示さない金銭の給付や不動産等の特定物の給付を内容とする和解において、給付の対象となる金銭の額や特定物が特定されているか等）</u> <u>(f) 金員の支払に関し、債務の名目を損害賠償金とするか和解金とするか、又は支払額を債務額から減ずる場合にどのような法的構成とするか</u> <u>(g) 実体法上の効力を有する効力条項（給付条項、確認条項、形成条項、付款条項等）がその効力に応じた適切な表現であるかどうか</u> <u>(h) 清算条項を入れる必要があるかどうか</u> (削除) (ウ) (略) エ ウの「弁護士の助言を受けることができるようにするための措置」を定めているというためには、以下の要件を満たすことが必要である。 (ア) 手続実施者において、弁護士の助言	(イ) 和解内容に関する法律上の問題 (新設) <u>(a) 和解内容に強行法規違反、公序良俗違反がないかどうか</u> <u>(b) 法的規制との関係で和解内容の履行に支障を生じないかどうか（農地を譲渡する和解等）</u> <u>(c) 和解によって確認され、又は形成される法律関係が、紛争の当事者にとって第三者に対する債務不履行を生じ、又は第三者の権利を侵害することがあるかどうか</u> (新設) <u>(d) 金員の支払に関し、債務の名目を損害賠償金とするか和解金とするか、又は支払額を債務額から減ずる場合にどのような法的構成とするか</u> (新設) <u>(e) 清算条項を入れる必要があるかどうか</u> <u>(f) 附款が適切なものであるかどうか</u> (ウ) (略) エ ウの「弁護士の助言を受けることができるようにするための措置」を定めているというためには、以下の要件を満たすことが必要である。 (ア) 手続実施者において、弁護士の助言
--	--

を受けるべき場合に該当するかどうかを適切に判断することができるような基準及び判断の手順が整備されていること（ただし、(イ)について(a)の方法による場合は不要である。）。

例えば、法律に関する問題のうち基本的なものについて確立した判例・解釈及びこれに基づく処理を記載した手続実施者用のマニュアル（定型的な和解条項のひな型を含む。）を作成し、このマニュアルに記載のない法律に関する問題については弁護士の助言を受けるとする内部規程を設けていることは、これに該当する。

この要件が求められるのは、「民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするとき」に該当するかどうか、手続実施者の主観で判断するものではなく、紛争の分野、種類、規模、問題の性質、内容等に応じて客観的に判断される（法第6条第5号の要件は、手続の公正及び適正を確保するために設けられたものであるから、手続実施者の法的能力の自己評価によるべきものではない。）ことによるものである。

また、整備されるべき基準及び判断の手順の内容は、手続実施者の法律に関する専門的能力（研修等により養成されるものを含む。）の程度により異なり得るものである。

(イ) (略)

オ (略)

(6) (略)

(7) 法第6条第7号関係

ア 法第6条第7号の「開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行」とは、開始の事由、時期及び手続、期日における手続の進め方（主張書面や証拠の提出方法、期日における主張又は発言の方法等）並びに終

を受けるべき場合に該当するかどうかを適切に判断することができるような基準及び判断の手順が整備されていること（ただし、(イ)について(a)の方法による場合は不要である。）。

例えば、法律に関する問題のうち基本的なものについて確立した判例・解釈及びこれに基づく処理を記載した手続実施者用のマニュアルを作成し、このマニュアルに記載のない法律に関する問題については弁護士の助言を受けるとする内部規程を設けていることは、これに該当する。

この要件が求められるのは、「民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするとき」に該当するかどうか、手続実施者の主観で判断するものではなく、紛争の分野、種類、規模、問題の性質、内容等に応じて客観的に判断される（法第6条第5号の要件は、手続の公正及び適正を確保するために設けられたものであるから、手続実施者の法的能力の自己評価によるべきものではない。）ことによるものである。

また、整備されるべき基準及び判断の手順の内容は、手続実施者の法律に関する専門的能力（研修等により養成されるものを含む。）の程度により異なり得るものである。

(イ) (略)

オ (略)

(6) (略)

(7) 法第6条第7号関係

法第6条第7号の「開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行」とは、開始の事由、時期及び手続、期日における手続の進め方（主張書面や証拠の提出方法、期日における主張又は発言の方法等）並びに終了の事由、時期

了の事由、時期及び手続等をいい、法第6条第8号、第12号及び第13号の規定により定めるものを含む。	及び手続等をいい、法第6条第8号、第12号及び第13号の規定により定めるものを含む。
<u>また、法第6条第1号により定めた和解の仲介を行う紛争の範囲に次に掲げる紛争以外の紛争が含まれる場合にあっては、「開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行」には、特定和解が成立した場合の当該特定和解の内容を記載若しくは記録した書面若しくは電磁的記録の作成に関する事項又は和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意を手続において取り扱わないこととするもののいずれかが含まれる。</u>	
<u>(7) 消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第2項に規定する事業者をいう。）との間で締結される契約に関する紛争（法第27条の3第1号参照）</u>	（新設）
<u>(イ) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争（法第27条の3第2号参照）</u>	（新設）
<u>(ウ) 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争（民事執行法（昭和54年法律第4号）第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権に係るものを除く。）（法第27条の3第3号参照）</u>	（新設）
<u>イ 特定和解が成立した場合に作成される当該特定和解の内容を記載又は記録した書面又は電磁的記録が、例えば次のようなものである場合には、法第27条の2第2項第1号及び第2号の書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録（同条第3項参照）に該当する。</u>	（新設）
<u>(7) ①特定和解の内容を記載又は記録した書面又は電磁的記録であって、紛争の当事者双方の署名又は電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1</u>	

項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）がされたもの（法第27条の2第2項第1号）及び②当該特定和解が認証紛争解決手続において成立したものであることを証明する文言を記載又は記録した書面又は電磁的記録であって、認証紛争解決事業者の代表者又は手続実施者の署名又は電子署名がされたもの（同項第2号）

(イ) 特定和解の内容及び当該特定和解が認証紛争解決手続において成立したものである旨（「●●（認証紛争解決事業者名）令和●年●号（事件番号等）」などの文言がある場合も含む。）を記載又は記録した書面又は電磁的記録であって、紛争の当事者双方及び認証紛争解決事業者の代表者又は手続実施者の署名又は電子署名がされたもの（同項第1号及び第2号）

ウ 特定和解が成立した場合の当該特定和解の内容を記載又は記録した書面又は電磁的記録の作成については、手続終了後に紛争の当事者が紛失等した場合に備え、例えば、次のような措置を講ずることとしておくことが望ましい。

(ア) ①特定和解の内容を記載した書面であって、紛争の当事者双方の署名がされたもの（上記イ(ア)①の書面）又は②特定和解の内容及び当該特定和解が認証紛争解決手続において成立したものである旨を記載した書面であって、紛争の当事者双方及び認証紛争解決事業者の代表者若しくは手続実施者の署名がされたもの（上記イ(イ)の書面）を認証紛争解決事業者においても保存することとし、手続終了後、紛争の当事者の求めに応じ、当該当事者に対し、保存する上記書面の写し（複写機により複写したもの）に「認証紛争解決手続において当事者が作成した和解の内

(新設)

<u>容を記載した書面の原本と相違ない」</u> <u>旨の文言を記載して認証紛争解決事業者の代表者が署名した書面を交付する仕組みを設けておくこと（この場合に当事者に交付される書面は、保存する書面が上記イ(7)①又は(イ)の書面のいずれであっても、法第27条の2第2項第1号及び第2号の書面に該当する。）。</u> <u>(イ) ①特定和解の内容を記録した電磁的記録であって、紛争の当事者双方の電子署名がされたもの（上記イ(7)①の電磁的記録）又は②特定和解の内容及び当該特定和解が認証紛争解決手続において成立したものである旨を記録した電磁的記録であって、紛争の当事者双方及び認証紛争解決事業者の代表者若しくは手続実施者の電子署名がされたもの（上記イ(イ)の電磁的記録）を認証紛争解決事業者においても保存することとし、手続終了後、紛争の当事者の求めに応じ、当該当事者に対し、保存する上記電磁的記録を複写して提供する仕組みを設けておくこと（上記①の電磁的記録を複写して提供することとする場合には、別途、上記イ(7)②の書面又は電磁的記録が必要であることに留意する。）。</u> (8)～(17) (略) 3 欠格事由について（法第7条関係） (1) 法第7条第2号の「成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、営業の許可を受けて<u>いない</u>未成年者をいう。 (2)～(4) (略) 4～9 (略) 10 手続実施記録の作成及び保存について（法第16条関係） (1)・(2) (略) <u>(3) 特定和解の成立により認証紛争解決手続が</u>	(8)～(17) (略) 3 欠格事由について（法第7条関係） (1) 法第7条第2号の「成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、営業の許可を受けて<u>おらず、かつ、婚姻による成年擬制を受けていない</u>未成年者をいう。 (2)～(4) (略) 4～9 (略) 10 手続実施記録の作成及び保存について（法第16条関係） (1)・(2) (略) (新設)
--	---

<u>終了した場合における当該手続に係る手続実施記録については、利用者において当該手続終了後に当該手続に関する事実確認等が必要な場面が増加することが想定されることから、取り扱う紛争の性質等を踏まえ、当該手続が終了した日から１０年を超える相当の期間保存することとしておくことが望ましい。</u>	
１１～１４ （略）	１１～１４ （略）
１５ 参考資料	１５ 参考資料
〔表１〕～〔表３〕 （略）	〔表１〕～〔表３〕 （略）
〔表４〕法第１４条により認証紛争解決事業者が紛争の当事者に対し説明をしなければならない事項	〔表４〕法第１４条により認証紛争解決事業者が紛争の当事者に対し説明をしなければならない事項
１～７ （略）	１～７ （略）
８ <u>特定和解の成立により認証紛争解決手続が終了した場合における当該手続に係る手続実施記録の保存期間並びに当該手続実施記録の閲覧及び謄写又は複写に関する手続の有無及びその概要（規則第１３条第１項第５号）</u>	（新設）
〔表５〕～〔表７〕 （略）	〔表５〕～〔表７〕 （略）